

会議録

会議の名称	第9回名古屋都市計画事業新清洲駅北土地区画整理審議会
開催日時	令和3年8月19日(木) 午前10時から
開催場所	清須市役所南館 3階 大会議室
議題	<p>1 開会</p> <p>2 施行者挨拶</p> <p>3 議題</p> <p>報告事項</p> <p>(1)事業の進捗状況について</p> <p>(2)仮換地指定について</p> <p>①仮換地指定の変更</p> <p>②第4回使用収益開始</p> <p>(3)令和3年度の工事概要について</p> <p>4 閉会</p>
会議資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次第</li> <li>・資料9-1 委員名簿</li> <li>・資料9-2 (1)事業の進捗状況について</li> <li>(2)仮換地指定について</li> <li>①仮換地指定の変更</li> <li>②第4回使用収益開始</li> <li>(3)令和3年度の工事概要について</li> </ul>
公開・非公開の別 (非公開の場合はその理由)	非公開(個人情報を含むため)
傍聴人の数 (公開した場合)	
出席委員	河村委員、櫛田委員、柴山委員、藤曲委員、株式会社靴のホツタ委員、マキノチェーン株式会社委員、高御堂委員、河野委員、河邑委員
欠席委員	なし
出席者(市)	永渕建設部長
事務局	<p>[新清洲駅周辺まちづくり課] 前田課長、林係長、森本主査、鬼頭主任</p> <p>[委託業務従事者] 独立行政法人都市再生機構</p>

会議の経過《意見の要旨》

1 開会

【事務局より会議の非公開及び資料持ち出し禁止の説明】

2 施行者挨拶

【永瀬建設部長あいさつ】

●事務局

会議の成立は、土地区画整理法第62条第3項の規定により、委員の半数以上の5人の出席を必要としますが、本日の出席委員数は、亡くなられた秋田委員を除き9人で全員出席ですので、本日の会議は成立しております。

3 議題

報告事項

(1)事業の進捗状況について、(2)仮換地指定について①仮換地指定の変更、②第4回使用収益開始、(3)令和3年度の工事概要について【資料9-2およびスクリーンにて説明】

○河邑会長

只今の説明について、ご意見、ご質問はありませんか。ご意見等がないようでしたら、私の方からお伺いします。

今後のスケジュールについて、工事が順調に進んでいきますと、令和7年度に鉄道高架事業（以下「高架事業」という。）用地以外は工事が完了します。その後、高架事業が令和20年度までとすると、13年間空白の期間を経て、駅前前の工事を行うことになり、清算期間を含めると令和27年度完了となります。高架事業の完了が今から17年後となると、私も最後まで見極められない感じもします。

事業内容も決まっていますので簡単に変更はできないと思いますが、事業を前倒しして、空白の期間を解消してほしい。高架事業の用地は確保されるので、土地区画整理事業は高架事業の仮線用地を残して本換地を行い事業を終了し、その後に鉄道事業者へ仮線用地を借りていただき、高架事業を継続していただければ良いのではないのでしょうか。さらに、高架事業の終了後、高架事業で使用していた跡地を市の方で第二期の事業を立ち上げ整備していただくことで、空白の期間が解消されるように思いますが、行政上、難しいことでしょうか。

●事務局

前回の審議会の中でもご意見をいただいております。換地処分の前倒しについては、愛知県と協議を行っています。その中で愛知県からは、線路沿いの道路や公園等の公共施設がまったく出来ていない状況で換地処分を行うことは非常に難しいのではないかと、意見をいただいております。

ただ、今回ご指摘いただきました課題につきましては、愛知県と共有していますので、換地処分の前倒しをすることができないか、引き続き、愛知県と一緒に検討していきたいと考えています。今後、この件につきまして、進捗がありましたら報告させていただきます。

○河邑会長

手続き上難しいと思いますがよろしくお願ひします。

他にご意見はございませんか。

○河野委員

資料9-2の4ページの宅地整備完成予定図において、令和4年度上半期に都市計画道路新清洲駅前北線（以下「駅前北線」という。）より西側が完成とのことですが、気になるのは駅前北線より東側にお住まいの方、特に区画道路6-2号線の東側にお住まいの方が駅へ向かうための道路確保についてです。具体的には、区画道路6-2号線の東側にお住まいの方が駅に向かうに当たり、将来的には特殊道路6-3号線を使用できますが、その部分は高架事業の仮線用地内になっていますので、高架事業が完了するまで使用できないと思います。

そこで、区画道路6-2号線の東側にお住まいの方が、駅に向かうための道路を暫定的にでも整備される予定はありますか。

●事務局

ご指摘のとおり、仮線期間中は、特殊道路6-3号線がありませんので、新清洲駅前北線より東側にお住まいの方につきましては、区画道路6-2号線を経由して駅前北線に入り、駅へ向かうこととなります。現在、高架事業の詳細設計を進めていただいております。工事ヤードがどのようになるかを確認していく必要はありますが、2号街区公園及びその南側に隣接して幅2メートル程の清須市の用地がありますので、その用地を活用して、歩行者及び自転車に限られますが、新清洲駅前北線へショートカットできる通路を暫定もしくは将来形を見据えた形で整備していきたいと考えています。

○河邑会長

仮換地指定の変更ということで、一つの仮換地を二つに分筆するという説明がありましたが、複数の仮換地を一つにまとめたい時はどのようにするのでしょうか。

●事務局

資料9-2の6ページに、第4回土地区画整理審議会諮問第10号で仮換地指定後、施行者限りで専決処理ができる軽微な変更事項を①から⑥まで記載していますが、その中の⑥に「関係権利者から提出された分筆・合筆届出書及び仮換地分割・合併願に基づく換地の変更で、その変更の範囲が極めて小範囲であり、かつ他の換地に影響を及ぼさないもの」とあります。ご質問の件につきまして、他の換地に影響を及ぼさない場合は、この⑥により関係権利者から届出された仮換地の合併願に基づいて合併し、軽微な変更として施行者で仮換地の変更を行うことが可能です。

○河邑会長  
来年6月頃には新清洲駅前北線より西側のかかなり広い部分の仮換地が使用収益可能となり、利用にあたっていろいろ考えられる事が出ると思います。

○河邑会長  
他に御意見、御質問も無いようですので、以上をもちまして、第9回名古屋都市計画事業新清洲駅北土地区画整理審議会の全ての議題を終了します。

●事務局  
長時間ご協力ありがとうございました。

6 閉会  
これをもちまして審議会を終了いたします。本日の資料9-2につきましては、個人情報が含まれますので事務局で保管させていただきます。そのまま自席に残しておいてくださいますようお願いいたします。  
なお、議事録署名の方につきましては、議事録作成後にご連絡いたしますので、よろしくお願い致します。

( 午前10時40分 閉会 )

会 議 の 結 果	—
問 い 合 わ せ 先	建設部 新清洲駅周辺まちづくり課 052-400-2911 内線2712

会議の記録を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

会 長 河 邑 眞

署名委員 柴山 明弘

署名委員 藤曲 泰樹